

# 犬山市地域防災計画の修正要旨

## I 犬山市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第 16 条)

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第 42 条)

## II 主な修正内容

### 1. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

#### (1) 消防団員等が参画した防災教育

##### <修正箇所>

- 風水害等災害対策編 第 2 編 第 12 章 第 3 節 防災のための教育
- 地震災害対策編 第 2 編 第 12 章 第 3 節 防災のための教育

##### <新旧対照表>

- 風水害等災害対策編 p 9
- 地震災害対策編 p 7

#### ■風水害等災害対策編 第 2 編 第 12 章 第 3 節 防災のための教育

現行（令和 4 年 2 月修正）	修正（令和 4 年度修正）
<b>第 3 節 防災のための教育</b>	<b>第 3 節 防災のための教育</b>
<b>1 市及び各学校等管理者における措置</b> (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>(追記)</u> 。	<b>1 市及び各学校等管理者における措置</b> (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>

#### ■地震災害対策編

※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

#### (2) 避難所等における各種対策

##### <修正箇所>

- 風水害等災害対策編 第 2 編 第 10 章 第 1 節 避難所の指定・整備等
- 第 3 編 第 6 章 第 2 節 防疫・保健衛生
- 地震災害対策編 第 2 編 第 8 章 第 1 節 避難所の指定・整備等
- 第 3 編 第 7 章 第 2 節 防疫・保健衛生

##### <新旧対照表>

- 風水害等災害対策編 p 7、14
- 地震災害対策編 p 5、6、12

■風水害等災害対策編 第2編 第10章 第1節 避難所の指定・整備等

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>
<b>市における措置</b> (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>（追記）</u>  (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備</u> 等	<b>市における措置</b> (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u>  (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u> 等

■地震災害対策編

※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

■風水害等災害対策編 第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>
<b>5 栄養指導等</b> (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>（追記）</u>	<b>5 栄養指導等</b> (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>

■地震災害対策編

※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

(3) 防災関係機関相互の連携

<b>&lt;修正箇所&gt;</b>	
■風水害等災害対策編	第2編 第8章 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
■地震災害対策編	第2編 第6章 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
<b>&lt;新旧対照表&gt;</b>	
■風水害等災害対策編	p 5
■地震災害対策編	p 4

■風水害等災害対策編 第2編 第8章 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>
<p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>(追記)</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(8) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(8) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>ウ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>エ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>

■地震災害対策編

※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

**2. 水防法等の改正を踏まえた修正について**

(1) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市町村長の助言・勧告について

<b>&lt;修正箇所&gt;</b>			
■風水害等災害対策編	第2編 第2章 第3節	浸水想定区域における対策	
■風水害等災害対策編	第2編 第3章 第5節	要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止	
■風水害等災害対策編	第2編 第10章 第2節	要配慮者支援対策	
<b>&lt;新旧対照表&gt;</b>			
■風水害等災害対策編	p 3、p 5、p 8		

■風水害等災害対策編 第2編 第2章 第3節 浸水想定区域における対策

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第3節 浸水想定区域における対策</b>	<b>第3節 浸水想定区域における対策</b>
<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 地域防災計画に定める事項</p> <p>犬山市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 地域防災計画に定める事項</p> <p>犬山市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出</p>

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<p>水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>（略）ア～ウ</p> <p>エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>（略） <u>（追加）</u></p>	<p>水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>（略）ア～ウ</p> <p>エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 <u>（ただし、（ウ）の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）</u></p> <p>（略） <u>（4）市長の助言・勧告</u> <u>市長は、犬山市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>

■風水害等災害対策編 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<p><b>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</b></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>（略） <u>（追加）</u></p>	<p><b>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</b></p> <p><b>2 市における措置</b></p> <p>（略） <u>（4）市長の助言・勧告</u> <u>市長は、犬山市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>

■風水害等災害対策編 第2編 第10章 第2節 要配慮者支援対策

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>（略） <u>（追加）</u></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>（略） <u>（ウ）市長の助言・勧告</u> <u>市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>

(2) 要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

<修正箇所>

- 風水害等災害対策編 第2編 第2章 第3節 浸水想定区域における対策
- 風水害等災害対策編 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止
- 風水害等災害対策編 第2編 第10章 第2節 要配慮者支援対策

<新旧対照表>

- 風水害等災害対策編 p 3、p 5、p 8

■風水害等災害対策編 第2編 第2章 第3節 浸水想定区域における対策

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第3節 浸水想定区域における対策</b>	<b>第3節 浸水想定区域における対策</b>
<b>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	<b>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

■風水害等災害対策編 第2編 第3章 第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</b>	<b>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</b>
<b>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	<b>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

■風水害等災害対策編 第2編 第10章 第2節 要配慮者支援対策

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>
<b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (7) 計画の作成等 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るた	<b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b> (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (7) 計画の作成等 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るた

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
めに、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。 (略)	めに、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。 (略)

### 3. 安否不明者等の氏名公表について

#### (1) 安否不明者等の情報収集について

<b>&lt;修正箇所&gt;</b>	
■風水害等災害対策編	第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達
■地震災害対策編	第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達
<b>&lt;新旧対照表&gt;</b>	
■風水害等災害対策編	p 12
■地震災害対策編	p 9

#### ■風水害等災害対策編 第3編 第3章 第1節 被害状況等の収集・伝達

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>
<b>1 市の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u> 県防災情報システムの <u>防災地理情報システム</u> を有効に活用するものとする。 (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、(略)	<b>1 市の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>報告にあたり、</u> 市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>安否不明者・</u> 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で <u>安否不明者・</u> 行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、 <u>安否不明者・</u> 行方不明者として把握した者が(略)

#### ■地震災害対策編

※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

## 4. 車中泊避難について

### (1) 避難所が備えるべき設備の整備

#### <修正箇所>

- 風水害等災害対策編 第2編 第10章 第1節 避難所の指定・整備
- 地震災害対策編 第2編 第8章 第1節 避難所の指定・整備

#### <新旧対照表>

- 風水害等災害対策編 p 7
- 地震災害対策編 p 6

### ■風水害等災害対策編 第2編 第10章 第1節 避難所の指定・整備

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>
<b>市における措置</b> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 <u>(追加)</u> <u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</u> (略)	<b>市における措置</b> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 <u>また、感染症対策やプライベート空間の確保を目的として、小中学校におけるグラウンド等の広場がある避難所では、避難者のニーズに合わせ、当該スペースを車中泊避難スペースとして積極的に活用し、広場のない避難所については、車中泊避難スペースの整備に努める。</u> <u>その他、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</u> (略)

### ■地震災害対策編

※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

## 5. その他の修正について

### ○線状降水帯について

#### <修正箇所>

■風水害等災害対策編 第3編 第2章 第2節 避難情報

#### <新旧対照表>

■風水害等災害対策編 p 1 1

■風水害等災害対策編 第3編 第2章 第2節 避難情報

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第2節 避難情報</b>	<b>第2節 避難情報</b>
<b>1 市における措置</b>	<b>1 市における措置</b>
(1) 避難情報 (略)	(1) 避難情報 (略)
カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風 <u>(追記)</u> による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。	カ 事前の情報提供 (略) 特に、台風 <u>や線状降水帯等</u> による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

### ○気象防災アドバイザーについて

#### <修正箇所>

■風水害等災害対策編 第3編 第2章 第2節 避難情報

■地震災害対策編 第3編 第2章 第2節 避難情報

#### <新旧対照表>

■風水害等災害対策編 p 1 1

■地震災害対策編 p 8

■風水害等災害対策編 第3編 第2章 第2節 避難情報

現行（令和4年2月修正）	修正（令和4年度修正）
<b>第2節 避難情報</b>	<b>第2節 避難情報</b>
(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>(追記)</u>	(2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u>

■地震災害対策編

※ 風水害等災害対策編と同様の修正を行う。

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
1-3-4	<b>3 指定地方行政機関</b> 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。	<b>3 指定地方行政機関</b> 表中 機関名：東海農政局 内容 欄 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。	表記の整理
1-3-6	表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄 (2) 初動対応 <u>(追加)</u> 情報連絡員 (リエゾン) 等及び (略)	表中 機関名：中部地方整備局 内容 欄 (2) 初動対応 <u>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>イ 情報連絡員 (リエゾン) 等及び (略)</u>	表記の整理
1-3-7	<b>4 自衛隊</b> 表中 機関名：自衛隊 内 容：(9) 炊飯及び給水を行う。 <u>(新設)</u> (10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (11) 危険物 (火薬類等) の保安及び除去を行う。 (12) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う	<b>4 自衛隊</b> 表中 機関名：自衛隊 内 容：(9) <u>給食</u> 及び給水を行う。 (10) <u>入浴支援</u> を行う。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (12) 危険物 (火薬類等) の保安及び除去を行う。 (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う	防災基本計画の修正を踏まえた修正
1-3-9	<b>5 指定公共機関</b> 表中 機関名：東邦瓦斯株式会社 <u>(追記)</u> 内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(追記)</u>	<b>5 指定公共機関</b> 表中 機関名：東邦瓦斯株式会社 <u>(※)</u> 内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u>	指定公共機関の追加に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考																
1-3-10	<p><b>5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	<p><b>5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>一般社団法人日本建設業連合会</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>	一般社団法人日本建設業連合会	(略)	指定公共機関の追加に伴う修正
機関名	内容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																		
機関名	内容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u>																		
一般社団法人日本建設業連合会	(略)																		
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>																	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>																	
	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>																	
2-1-2	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</b></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</b></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p><u>市は</u>、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	表記の整理																
2-1-4	<p><b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p><b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、<u>広域</u>ボランティア支援本部<u>及び災害ボランティアセンター</u>の立ち上げ訓練を行う。</p>																	
	<b>第2章 水害予防対策</b>	<b>第2章 水害予防対策</b>																	
	<b>第1節 河川防災対策</b>	<b>第1節 河川防災対策</b>																	
2-2-2	<p><b>1 中部地方整備局、県及び市における措置</b></p> <p>(7) 水災害連携の連絡会・協議会</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>1 中部地方整備局、県及び市における措置</b></p> <p>(7) 水災害連携の連絡会・協議会</p> <p><u>ウ 流域治水協議会</u></p> <p><u>近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
		<u>するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。</u>	
	<b>第3節 浸水想定区域における対策</b>	<b>第3節 浸水想定区域における対策</b>	
2-2-4	<b>1 市における措置</b> (1) 地域防災計画に定める事項 犬山市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 (略) ア～ウ エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地  (略)	<b>1 市における措置</b> (1) 地域防災計画に定める事項 犬山市防災会議は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 (略) ア～ウ エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 <u>(ただし、(ウ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。)</u>  (略)	表記の整理
2-2-5	<u>(追加)</u>	<u>(4) 市長の助言・勧告</u> <u>市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u>	水防法改正 (第15条) に伴う修正
2-2-5	<b>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	<b>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> (2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>及び市長への報告</u>	水防法改正 (第15条) に伴う修正
	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	<b>第3章 土砂災害等予防対策</b>	
	<b>第2節 土砂災害の防止</b>	<b>第2節 土砂災害の防止</b>	
2-3-2	<b>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</b> <u>(1) 土砂災害危険箇所等の把握</u> 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により <u>土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）</u> 、山地災害危険地区を把握する。 <u>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、 <u>土砂災害危険箇所等について</u> 、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に	<b>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</b> <u>( (2) ～移行 )</u>  <u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u> ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
2-3-3	<p>応じて指定区域の見直しを行う。 (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 (略)</p> <p>オ 土石流危険渓流 ① 標識等による住民への周知 ② 土石流を受け止める砂防えん堤の設置 (略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システムの整備 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を<u>市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う</u>。</p>	<p>う。 (略)</p> <p><u>(2) 山地災害危険地区</u>の把握 県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。 基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。 (略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システムによる情報提供 県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報(メッシュ情報)を<u>土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する</u>。</p>	
2-3-3	<p><b>2 市における措置</b> (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 犬山市防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険区域等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p>	<p><b>2 市における措置</b> (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 犬山市防災会議は、<u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため
<p><b>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害の防止</b></p>			
2-3-6	<p><b>2 市における措置</b> (略)</p>	<p><b>2 市における措置</b> (略)</p>	土砂災害防止法の改正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<u>(追加)</u>	<u>(4) 市長の助言・勧告</u> 市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。	に伴う修正
2-3-6	<b>3 要配慮者施設の所有者又は管理者における措置</b> (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施	<b>3 要配慮者施設の所有者又は管理者における措置</b> (略) (2) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を使用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告	土砂災害防止法の改正に伴う修正
	<b>第4章 事故・火災等予防対策</b>	<b>第4章 事故・火災等予防対策</b>	
	<b>第2節 道路災害対策</b>	<b>第2節 道路災害対策</b>	
2-4-3	<b>3 警察及び市における措置</b> (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山(崖)くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	<b>3 警察及び市における措置</b> (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備 警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山(崖)くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。	関係機関の整理
	<b>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	
2-8-2	<b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (6) 防災中枢機能の充実 ア 県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、 <u>(追加)</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>(新設)</u>	<b>1 市及び防災関係機関における措置</b> (6) 防災中枢機能の充実 ア 県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、 <u>再生可能エネルギー等</u> の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略) (7) 防災関係機関相互の連携 <u>ア</u> 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。 <u>イ</u> 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。	防災基本計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
		<u>ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画 (タイムライン) を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	
2-8-3	<b>4 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 <b>電気</b> 通信事業者は、(略)	<b>4 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)	表記の整理
2-8-5	<b>8 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (2) 広域連携、民間連携の促進 ◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書 (一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会)」	<b>8 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (2) 広域連携、民間連携の促進 ◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書 (一般社団法人 愛知県産業 <b>資源循環</b> 協会)」	協会の名称 変更に伴う 修正
	<b>第9章 避難行動の促進対策</b>	<b>第9章 避難行動の促進対策</b>	
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>	
2-9-1	<b>基本方針</b> ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <b>避難情報</b> を発令する。	<b>基本方針</b> ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
2-9-1	表中 区分 第1節 気象警報や避難 <b>勧告等</b> の情報伝達体制の整備 (略) 第3節 避難 <b>勧告等</b> の判断・伝達マニュアルの作成	表中 区分 第1節 気象警報や避難 <b>情報</b> の情報伝達体制の整備 (略) 第3節 避難 <b>情報</b> の判断・伝達マニュアルの作成	表記の整理
	<b>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</b>	<b>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</b>	
2-9-3	<b>1 市における措置</b> (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報(土砂災害)の危険度分布、(略)  キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の <b>発令</b> など、(略)	<b>1 市における措置</b> (1) マニュアルの作成 イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (ウ) 土砂災害警戒情報、 <b>土砂キキクル</b> (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、(略)  キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) 避難の指示等を発令する基準は、(略) 水防警報の <b>発表</b> など、(略)	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	
2-10-2	<p><b>市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>(追記)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。<u>(追加)</u></p> <p><u>また</u>、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p>	<p><b>市における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。<u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。<u>また、感染症対策やプライベート空間の確保を目的として、小中学校におけるグラウンド等の広場がある避難所では、避難者のニーズに合わせ、当該スペースを車中泊避難スペースとして積極的に活用し、広場のない避難所については、車中泊避難スペースの整備に努める。</u></p> <p><u>その他</u>、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
2-10-3	ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>自家発電設備</u> 等	ウ バックアップ設備の整備：投光器、 <u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u> 等	
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
2-10-6	<p><b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</p> <p>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</p> <p>(ア) 計画の作成等</p> <p>地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の</p>	<p><b>市及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策</p> <p>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</p> <p>(ア) 計画の作成等</p> <p>地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
2-10-7	<p>確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(ウ) 市長の助言・勧告</u>  <u>市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>	水防法の改正等に伴う修正
<b>第11章 応援・受援体制の整備策</b>		<b>第11章 応援・受援体制の整備策</b>	
<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>		<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	
2-11-2	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	表記の整理
<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>		<b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>		<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
2-12-4	<p><b>市及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(4) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>(略)</p> <p><u>電気</u>通信事業者は、災害時における通信料の増加を抑制するため、(略)</p> <p>(5) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>市及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>(4) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>(略)</p> <p>通信事業者は、災害時における通信料の増加を抑制するため、(略)</p> <p>(5) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記</p>

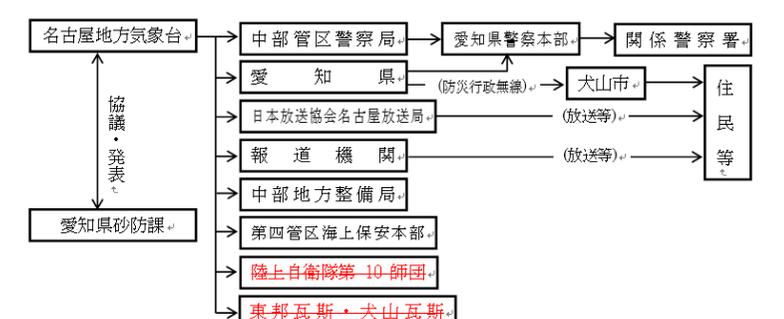
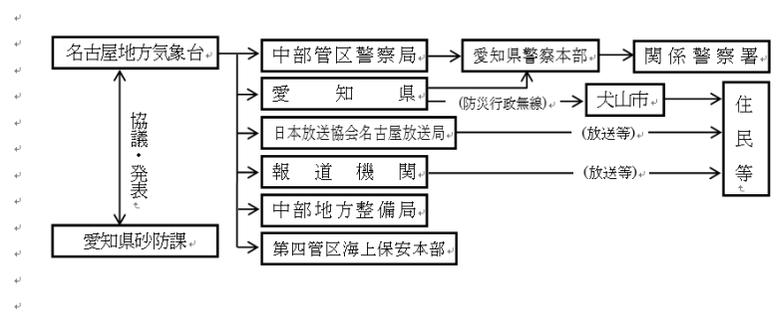
風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考					
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>						
2-12-5	<b>1 市及び各学校等管理者における措置</b> (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>(追記)</u> 。	<b>1 市及び各学校等管理者における措置</b> (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正					
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>						
	<b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>	<b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b>						
	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	<b>第3節 災害救助法の適用</b>						
3-1-5	<b>1 県における措置</b> 1 (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」-「学用品の給与」 <u>市町村立小・中学校等</u> 児童生徒分 <u>県立高等学校、特別支援学校等</u> 、私立学校等児童生徒分	<b>1 県における措置</b> 1 (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」-「学用品の給与」 <u>市町村立学校</u> 児童生徒分 <u>県立学校</u> 、私立学校等児童生徒分	表記の整理					
	<b>第2章 避難行動</b>	<b>第2章 避難行動</b>						
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>						
3-2-1	表中 機関名：県 事前 欄 「○ 立退き <u>勧告等</u> の代行」 機関名：市 事前 欄 「○ 立退きの <u>勧告・指示</u> 」	表中 機関名：県 事前 欄 「○ 立退き <u>指示等</u> の代行」 機関名：市 事前 欄 「○ 立退きの指示」	表記の整理					
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>						
3-2-2	表中 <u>(追加)</u>	表中 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"><u>第4節 広域避難</u></td> <td><u>市</u></td> <td><u>1 広域避難に係る協議</u></td> </tr> <tr> <td><u>県</u></td> <td><u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u></td> </tr> </table>	<u>第4節 広域避難</u>	<u>市</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>	<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u>	表記の整理
<u>第4節 広域避難</u>	<u>市</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u>						
	<u>県</u>	<u>1 広域避難に係る協議</u> <u>2 居住者等の運送</u>						

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<p><b>第1節 気象警報等の発表、伝達</b></p>	<p><b>第1節 気象警報等の発表、伝達</b></p>	
3-2-2	<p><b>1 土砂災害警戒情報(名古屋地方気象台及び県(建設局)における措置)</b> 名古屋地方気象台及び県は、<u>分けられた区</u>ごとに、(略)</p>	<p><b>1 土砂災害警戒情報(名古屋地方気象台及び県(建設局)における措置)</b> 名古屋地方気象台及び県は、<u>市</u>ごとに、(略)</p>	表記の整理
3-2-4	<p><b>図1 気象警報等の伝達系統図</b></p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から東日本通信電話網又は西日本通信電話網には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。          ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。          (注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</p>	<p><b>図1 気象警報等の伝達系統図</b></p> <p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本通信電話網には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。          ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。          (注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</p>	関係機関の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
3-2-7	<p><b>図5 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])</b></p> <p>図5 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])</p>  <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p><b>図5 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])</b></p> <p>図5 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])</p>  <p>(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	関係機関の整理
3-2-8	<p><b>第2節 避難情報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に<b>避難指示</b>を発令するような (略)</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>(略) 特に、台風 (<u>追記</u>) による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>(追記)</u></p>	<p><b>第2節 避難情報</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難情報</p> <p>ウ [警戒レベル3]高齢者等避難 (略)</p> <p>なお、夜間、早朝に<b>高齢者等避難</b>を発令するような (略)</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>(略) 特に、台風や<b>線状降水帯等</b>による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。<u>さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u></p>	表記の整理  防災基本計画の修正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	
3-3-2	<b>1 市の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u> 県防災情報システムの <u>防災地理情報システム</u> を有効に活用するものとする。 (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、(略)	<b>1 市の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>報告にあたり</u> 、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で <u>安否不明者</u> ・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が(略)	防災情報システムの改修更新に伴う修正  「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	
3-4-4	<b>1 自衛隊における措置</b> (6) 連絡要員の派遣 自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。	<b>1 自衛隊における措置</b> (6) 連絡要員の派遣 自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、 <u>又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは</u> 、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。	表記の整理
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	
3-4-7	<b>3 防災活動拠点の区分と要件等</b> 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 宿泊施設」	<b>3 防災活動拠点の区分と要件等</b> 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 <u>できれば</u> 宿泊施設」	表記の整理
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>	
3-5-1	○ 県は発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災航空隊を設置している</u> ので、防災ヘリコプターを活用する。	○ 県は発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
			したため。
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
3-5-1	表中 機関名：県 被害発生中 欄 ○ 防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 被害発生中 欄 ○ 防災ヘリコプターの出動調整	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
3-5-1	表中 機関名：県 第2節 航空機の活用 主な措置 欄 1(1)防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 第2節 航空機の活用 主な措置 欄 1(1)防災ヘリコプターの出動調整	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>第2節 航空機の活用</b>	<b>第2節 航空機の活用</b>	
3-5-3	<b>愛知県防災ヘリコプターの活用</b> (1) 県（防災安全局）における措置 愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。 ア 活動内容 <u>防災航空隊は</u> 、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。 (略) イ 災害発生等による出動 <u>知事は</u> 、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。 ウ 市町村等の要請による出動 <u>知事は</u> 、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。 (略) <u>(追加)</u>	<b>愛知県防災ヘリコプターの活用</b> (1) 県（防災安全局） <u>及び名古屋市（消防航空隊）</u> における措置 愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。 ア 活動内容 ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。 (略) イ 災害発生等による出動 県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。 ウ 市町村等の要請による出動 市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。 (略) <u>エ 事務委託</u> <u>ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<p><u>エ</u> 他の防災航空隊との連携  <u>防災航空隊</u>は、<u>名古屋市消防航空隊及び</u>近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。            (ア) 本県の防災ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。</p>	<p><u>オ</u> 他の防災航空隊との連携  <u>県</u>は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。            (ア) 本県の防災ヘリコプター<u>及び名古屋市の消防ヘリコプター</u>が点検整備等で緊急運航できないとき。</p>	
	<b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
	<b>第1節 医療救護</b>	<b>第1節 医療救護</b>	
3-6-3	<p><b>7 医薬品その他衛生材料の確保</b>            (6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、<u>防災ヘリコプターを出動させる</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p>	<p><b>7 医薬品その他衛生材料の確保</b>            (6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、<u>名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整する</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。</p>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
3-6-3	<p><b>8 血液製剤の確保</b>            (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、<u>防災ヘリコプターを出動させる</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。</p>	<p><b>8 血液製剤の確保</b>            (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、<u>名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整する</u>とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。</p>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	
3-6-4	<p><b>3 栄養指導等</b>            (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>(追記)</u></p>	<p><b>3 栄養指導等</b>            (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。<u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	<b>第7章 救出・救助対策</b>	<b>第7章 救出・救助対策</b>	
	<b>第1節 道路交通規制等</b>	<b>第1節 道路交通規制等</b>	
3-7-4	<p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b>            派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)</p>	<p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b>  <u>災害</u>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、(略)</p>	表記の整理
	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
3-9-3	<p><b>1 市における措置</b>            (4) 避難所の運営            キ 要配慮者への支援            避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b>            (4) 避難所の運営            キ 要配慮者への支援            避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員<u>・児童委</u></p>	児童委員の追記(防災基本計画の表記と統

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
	(略) <u>セ</u> （追加）	<u>員</u> 、(略)  (略) <u>セ</u> 車中泊避難者への配慮 <u>避難所に車中泊避難者がいることを認めた場合は、エコノミークラス症候群などを防止するため、車中泊避難者へ注意喚起を行うこと。</u> <u>また、必要に応じ、救護班等を要請し、そのケアに努めること。</u>	一)
	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
3-10-3	<b>1 市における措置</b> (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>政策統括</u> <u>宣</u> ）に要請を行うことができる。(略)	<b>1 市における措置</b> (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（ <u>農政局長</u> ）に要請を行うことができる。(略)	国の組織再編に伴う修正
	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
3-13-2	表中 区分 第6節 通信施設の応急措置 機関名 欄： <u>電気</u> 通信事業者、(略)	表中 区分 第6節 通信施設の応急措置 機関名 欄：通信事業者、(略)	表記の整理
	<b>第4節 下水道施設対策</b>	<b>第4節 下水道施設対策</b>	
3-13-6	<b>下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置</b> (略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈 <u>澱</u> 池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	<b>下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置</b> (略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈 <u>澱</u> 池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	表記の整理
	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	
3-13-6	<b>1 <u>電気</u>通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> (略)  <b>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社<u>及び</u>ソフトバンク株式会社（<u>追記</u>））における措置</b> (略)	<b>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> (略)  <b>2 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、<u>ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>）における措置</b> (略)	表記の整理  指定公共機関の追加に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第16章 道路災害対策</b>	<b>第16章 道路災害対策</b>	
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
3-16-1	表中 機関名：道路管理者 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要 <b>求</b>	表中 機関名：道路管理者 被害発生中 欄 ○ 他の道路管理者への応援要 <b>請</b>	表記の整理
	<b>第19章 大規模な火事災害対策</b>	<b>第19章 大規模な火事災害対策</b>	
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
3-19-1	表中 機関名：市 被害発生中 欄 ○ 避難 <b>勧告</b> ・指示等	表中 機関名：市 被害発生中 欄 ○ 避難指示等	表記の整理
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
3-19-1	表中 区分：大規模な火事災害対策 機関名：市 主な措置 欄 1 (2) 避難 <b>勧告</b> 等	表中 区分：大規模な火事災害対策 機関名：市 主な措置 欄 1 (2) 避難 <b>指示</b> 等	表記の整理
	<b>第20章 林野火災対策</b>	<b>第20章 林野火災対策</b>	
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
3-20-1	表中 機関名：市 被害発生中 欄 ○ 避難 <b>勧告</b> ・指示等	表中 機関名：市 被害発生中 欄 ○ 避難指示等	表記の整理
	<b>林野火災対策</b>	<b>林野火災対策</b>	
3-20-2	<b>1 市における措置</b> (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、 <b>県に対して「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</b> に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第3節「航空機の活用」参照)。	<b>1 市における措置</b> (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、 <b>「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</b> に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する(第5章第3節「航空機の活用」参照)。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第23章 学校における対策</b>	<b>第23章 学校における対策</b>	
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
3-23-1	<p>表中                      機関名：市                      事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育施設の確保</li> <li>○ 教職員の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報・周知活動の実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書等の支給</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul>	<p>表中                      機関名：市                      事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育施設の確保</li> <li>○ 教職員の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報・周知活動の実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書等の支給 <u>(市立学校)</u></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul>	表記の整理
3-23-1	<p>表中                      機関名：私立学校設置者（管理者）                      事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育施設の確保</li> <li>○ 教職員の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報・周知活動の実施</li> </ul> </li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul>	<p>表中                      機関名：私立学校設置者（管理者）                      事後 欄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育施設の確保</li> <li>○ 教職員の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報・周知活動の実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>教科書等の支給（私立学校等）</u></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 応援の要求・指示</li> </ul>	表記の整理
	<b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	<b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	
3-23-2	<p><b>市及び私立学校設置者（管理者）における措置</b></p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達                      (略)                      ア 県立学校<u>等</u>                      (略)                      イ 市立学校<u>等</u>                      (略)                      ウ 私立学校<u>等</u>                      (略)</p>	<p><b>市及び私立学校設置者（管理者）における措置</b></p> <p>(1) 気象警報等の把握・伝達                      (略)                      ア 県立学校                      (略)                      イ 市立学校                      (略)                      ウ 私立学校                      (略)</p>	表記の整理
	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	
3-23-3	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与                      市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立<u>小・中学校等</u>の児童<u>及び</u>生徒に対して…</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与                      市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立学校の児童<u>・</u>生徒に対して…</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第3章 災害廃棄物処理対策	第3章 災害廃棄物処理対策	
	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理対策	
4-3-2	<p><b>1 県（環境局）における措置</b>                      (4) 周辺市町村及び県への応援要請                      (略)</p> <p style="text-align: center;">災害時の支援体制</p> <p>◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書（一般社団法人愛知県産業廃棄物協会）」</p>	<p><b>1 県（環境局）における措置</b>                      (4) 周辺市町村及び県への応援要請                      (略)</p> <p style="text-align: center;">災害時の支援体制</p> <p>◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書（一般社団法人愛知県産業資源循環協会）」</p>	<p>協会の名称                      変更に伴う                      修正</p>

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考																																																																																																																																																																																																																
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>																																																																																																																																																																																																																	
	<b>第3章 被害想定及び減災効果</b>	<b>第3章 被害想定及び減災効果</b>																																																																																																																																																																																																																	
	<b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>	<b>第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果</b>																																																																																																																																																																																																																	
1-3-7	<p><b>4 活断層に関する調査研究</b>                      (参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価                      [主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和2年(2020年)1月1日)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th rowspan="2">よみかた</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">我が国の主な 活断層における 相対的評価<sup>(注4)</sup></th> <th colspan="3">地震発生確率<sup>(注1)</sup></th> <th rowspan="2">地震後 経過率<sup>(注2)</sup></th> <th rowspan="2">平均活動間隔 最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>ランク</th> <th>色</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">愛知県</td> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯)<sup>(注5)</sup></td> <td rowspan="9">びょうぶやま・えなさんざなげやまだんそうたい</td> <td>6.8程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.2%~0.7%</td> <td>0.4%~1%</td> <td>0.8%~2%</td> <td>不明</td> <td>4,000年~12,000年程度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.1程度</td> <td>Xランク</td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>A+ランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%~3%</td> <td>0.001%~6%</td> <td>0.4~1.1</td> <td>約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前</td> <td>約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.4</td> <td>約14,000年前頃</td> <td>約14,000年程度</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯)<sup>(注6)</sup></td> <td>7.4程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>不明</td> <td>30,000年程度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/北部)</td> <td>7.2程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03~0.1</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1000年前以後、500年前以前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/南部)</td> <td>6.9程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%~0.002%</td> <td>ほぼ0%~0.004%</td> <td>ほぼ0%~0.009%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前以後、1,500年前以前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)</td> <td>7.0程度</td> <td>A+ランク</td> <td>0.2%~0.8%</td> <td>0.3%~1%</td> <td>0.7%~3%</td> <td>0.6~0.8</td> <td>8,000年程度 概ね3,500年前~5,000年前</td> <td>8,000年程度 概ね3,500年前以後、5,000年前以前</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>岐阜-いちのみやだんそうたい</td> <td colspan="9">活断層ではないと判断される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>			地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔 最新活動時期	ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内	30年以内	50年以内	100年以内	愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) <sup>(注5)</sup>	びょうぶやま・えなさんざなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度	不明	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)	7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	A+ランク	ほぼ0%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前	約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約14,000年前頃	約14,000年程度	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注6)</sup>	7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度	不明	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前	10,000年~15,000年程度 概ね1000年前以後、500年前以前	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前以後、1,500年前以前	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)	7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね3,500年前~5,000年前	8,000年程度 概ね3,500年前以後、5,000年前以前	岐阜-一宮断層帯	岐阜-いちのみやだんそうたい	活断層ではないと判断される。									<p><b>4 活断層に関する調査研究</b>                      (参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価                      [主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th rowspan="2">断層帯名 (起震断層/活動区間)</th> <th rowspan="2">よみかた</th> <th rowspan="2">長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)</th> <th colspan="3">我が国の主な 活断層における 相対的評価<sup>(注4)</sup></th> <th colspan="3">地震発生確率<sup>(注1)</sup></th> <th rowspan="2">地震後 経過率<sup>(注2)</sup></th> <th rowspan="2">平均活動間隔 最新活動時期</th> </tr> <tr> <th>ランク</th> <th>色</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">愛知県</td> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯)<sup>(注5)</sup></td> <td rowspan="9">びょうぶやま・えなさんざなげやまだんそうたい</td> <td>6.8程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.2%~0.7%</td> <td>0.4%~1%</td> <td>0.8%~2%</td> <td>不明</td> <td>4,000~12,000年程度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)</td> <td>7.1程度</td> <td>Xランク</td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明<sup>(注3)</sup></td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>A+ランク</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~3%</td> <td>0.001%~6%</td> <td>0.4~1.1</td> <td>約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前</td> <td>約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)</td> <td>7.7程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.4</td> <td>約14,000年前頃</td> <td>約14,000年程度</td> </tr> <tr> <td>屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯)<sup>(注6)</sup></td> <td>7.4程度</td> <td>Aランク</td> <td>0.1%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>不明</td> <td>30,000年程度</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/北部)</td> <td>7.2程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03~0.1</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前</td> <td>10,000年~15,000年程度 概ね1000年前以後、500年前以前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (主部/南部)</td> <td>6.9程度</td> <td>Zランク</td> <td>ほぼ0%~0.002%</td> <td>ほぼ0%~0.004%</td> <td>ほぼ0%~0.009%</td> <td>0.2~0.4</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前</td> <td>5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前以後、1,500年前以前</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)</td> <td>7.0程度</td> <td>A+ランク</td> <td>0.2%~0.8%</td> <td>0.3%~1%</td> <td>0.7%~3%</td> <td>0.6~0.8</td> <td>8,000年程度 概ね3,500年前~5,000年前</td> <td>8,000年程度 概ね3,500年前以後、5,000年前以前</td> </tr> <tr> <td>岐阜-一宮断層帯</td> <td>岐阜-いちのみやだんそうたい</td> <td colspan="9">活断層ではないと判断される。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。</p>	都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>			地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔 最新活動時期	ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内	30年以内	50年以内	100年以内	愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) <sup>(注5)</sup>	びょうぶやま・えなさんざなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000~12,000年程度	不明	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)	7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)	7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前	約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)	7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約14,000年前頃	約14,000年程度	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注6)</sup>	7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度	不明	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前	10,000年~15,000年程度 概ね1000年前以後、500年前以前	伊勢湾断層帯 (主部/南部)	6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前以後、1,500年前以前	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)	7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね3,500年前~5,000年前	8,000年程度 概ね3,500年前以後、5,000年前以前	岐阜-一宮断層帯	岐阜-いちのみやだんそうたい	活断層ではないと判断される。									調査結果の 時点更新
都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)					よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>			地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔 最新活動時期																																																																																																																																																																																																				
		ランク	色	30年以内	50年以内			100年以内	30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																								
愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) <sup>(注5)</sup>	びょうぶやま・えなさんざなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000年~12,000年程度	不明																																																																																																																																																																																																									
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明																																																																																																																																																																																																										
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A+ランク	ほぼ0%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200年~14,000年 約7,600年前~5,400年前	約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前																																																																																																																																																																																																									
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約14,000年前頃	約14,000年程度																																																																																																																																																																																																									
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注6)</sup>		7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度	不明																																																																																																																																																																																																									
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)		7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前	10,000年~15,000年程度 概ね1000年前以後、500年前以前																																																																																																																																																																																																									
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前以後、1,500年前以前																																																																																																																																																																																																									
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね3,500年前~5,000年前	8,000年程度 概ね3,500年前以後、5,000年前以前																																																																																																																																																																																																									
	岐阜-一宮断層帯		岐阜-いちのみやだんそうたい	活断層ではないと判断される。																																																																																																																																																																																																															
都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 <sup>(注4)</sup>			地震発生確率 <sup>(注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>(注2)</sup>	平均活動間隔 最新活動時期																																																																																																																																																																																																								
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内	30年以内			50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																						
愛知県	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (屏風山断層帯) <sup>(注5)</sup>	びょうぶやま・えなさんざなげやまだんそうたい	6.8程度	Aランク	0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000~12,000年程度	不明																																																																																																																																																																																																									
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明 <sup>(注3)</sup>	不明																																																																																																																																																																																																										
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (恵那山-猿投山北断層帯)		7.7程度	A+ランク	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前	約7,200~14,000年 約7,600年前以後、約5,400年前以前																																																																																																																																																																																																									
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (猿投-高浜断層帯)		7.7程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.4	約14,000年前頃	約14,000年程度																																																																																																																																																																																																									
	屏風山・恵那山-猿投山断層帯 (加木屋断層帯) <sup>(注6)</sup>		7.4程度	Aランク	0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度	不明																																																																																																																																																																																																									
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)		7.2程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1,000年前~500年前	10,000年~15,000年程度 概ね1000年前以後、500年前以前																																																																																																																																																																																																									
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク	ほぼ0%~0.002%	ほぼ0%~0.004%	ほぼ0%~0.009%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前~1,500年前	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前以後、1,500年前以前																																																																																																																																																																																																									
	伊勢湾断層帯 (白子-野間断層)		7.0程度	A+ランク	0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね3,500年前~5,000年前	8,000年程度 概ね3,500年前以後、5,000年前以前																																																																																																																																																																																																									
	岐阜-一宮断層帯		岐阜-いちのみやだんそうたい	活断層ではないと判断される。																																																																																																																																																																																																															
	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>																																																																																																																																																																																																																	
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>																																																																																																																																																																																																																	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考												
1-5-4	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>表中</p> <p>機関名：東海財務局</p> <p>内容 欄</p> <p>(6) 上記 (1) ~ (6) の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員 (リエゾン) を派遣する。</p>	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p> <p>表中</p> <p>機関名：東海財務局</p> <p>内容 欄</p> <p>(6) 上記 (1) ~ (5) の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員 (リエゾン) を派遣する。</p>	表記の整理												
1-5-5	<p>機関名：東海農政局</p> <p>内容 欄</p> <p>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。</p>	<p>機関名：東海農政局</p> <p>内容 欄</p> <p>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。</p>													
1-5-7	<p>機関名：中部地方整備局</p> <p>内容 欄</p> <p>(2) 初動対応</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ア</u> 情報連絡員 (リエゾン) 等及び (略)</p> <p><u>イ</u> 緊急車両の通行を確保するため (略)</p> <p><b>5 指定公共機関</b></p> <p>表中</p> <p>機関名：東邦瓦斯株式会社 <u>(追記)</u></p> <p>内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>機関名：中部地方整備局</p> <p>内容 欄</p> <p>(2) 初動対応</p> <p><u>ア</u> 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p><u>イ</u> 情報連絡員 (リエゾン) 等及び (略)</p> <p><u>ウ</u> 緊急車両の通行を確保するため (略)</p> <p><b>5 指定公共機関</b></p> <p>表中</p> <p>機関名：東邦瓦斯株式会社 <u>(※)</u></p> <p>内 容：(2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。</p> <p><u>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</u></p>													
1-5-10	<p><b>5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p><b>5 指定公共機関</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td><u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対</u>	指定公共機関の追加に伴う修正
機関名	内容														
ソフトバンク株式会社	(略)														
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>														
機関名	内容														
ソフトバンク株式会社	(略)														
<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>(2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対</u>														

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<p>一般社団法人日本建設業連合会 (略)</p>	<p><u>応ずる。</u> <u>(3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>一般社団法人日本建設業連合会 (略)</p>	
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	
	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	
2-1-3	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p>行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>ア ボランティアコーディネーターの確保</p> <p><u>市は</u>、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)</p>	表記の整理
2-1-4	<p><b>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p>	<p><b>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、<u>広域</u>ボランティア支援本部<u>及び災害ボランティアセンター</u>の立ち上げ訓練を行う。</p>	表記の整理
	<b>第2章 建築物等の安全化</b>	<b>第2章 建築物等の安全化</b>	
	<b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>	<b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>	
2-2-11	<p><b>7 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信</p> <p>エ ソフトバンク株式会社</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>7 通信施設</b></p> <p>(1) 電気通信</p> <p>エ ソフトバンク株式会社</p> <p>(略)</p> <p><u>オ 楽天モバイル株式会社</u></p> <p><u>楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。</u></p> <p><u>(ア) 設備の耐震対策</u></p> <p><u>a 建物、鉄塔の耐震対策</u></p> <p><u>b 通信機械設備の固定・補強等</u></p> <p><u>(イ) 防火対策</u></p>	指定公共機関の追加に伴う修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
		<p><u>a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備</u></p> <p><u>(ウ) 通信網の整備</u></p> <p><u>a 伝送路の多ルート化</u></p> <p><u>b 主要な中継交換機の分散設置</u></p> <p><u>c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</u></p> <p><u>(エ) 防災に関する訓練</u></p> <p><u>a 災害予報及び警報伝達</u></p> <p><u>b 非常招集</u></p> <p><u>c 災害時における通信疎通確保</u></p> <p><u>d 各種災害対策用機器の操作</u></p> <p><u>e 電気通信設備等の災害応急復旧</u></p> <p><u>f 消防</u></p> <p><u>g 避難と救護</u></p> <p><u>(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討</u></p> <p><u>可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討</u></p> <p><u>(カ) 緊急連絡手段確保対策</u></p> <p><u>コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備</u></p> <p><u>(キ) 緊急輸送対策</u></p> <p><u>関係機関との連携による輸送手段の確保の検討</u></p>	
	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	
2-6-2	<p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>(追記)</u> 代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p>市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>1 市及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、(略)</p> <p>(7) 防災関係機関相互の連携</p> <p><u>ア</u> 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>イ</u> 市及び防災関係機関は、<u>職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
		<u>い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u> <u>ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u>	
2-6-4	<b>3 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 <b>電気</b> 通信事業者は、(略)	<b>3 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)	表記の整理
2-6-6	<b>8 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (2) 広域連携、民間連携の促進 ◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書（一般社団法人 愛知県産業 <b>廃棄物</b> 協会）」	<b>8 災害廃棄物処理に係る事前対策</b> (2) 広域連携、民間連携の促進 ◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書（一般社団法人 愛知県産業 <b>資源循環</b> 協会）」	表記の整理
<b>第7章 避難行動の促進対策</b>		<b>第7章 避難行動の促進対策</b>	
<b>■ 基本方針</b>		<b>■ 基本方針</b>	
2-7-1	<b>基本方針</b> ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <b>避難情報</b> を発令する。	<b>基本方針</b> ○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理
<b>■ 主な機関の措置</b>		<b>■ 主な機関の措置</b>	
2-7-1	区分 第1節 気象警報や避難 <b>指示（緊急）等</b> の情報伝達体制の整備 第3節 避難 <b>勧告等</b> の判断・伝達マニュアルの作成	区分 第1節 気象警報や避難 <b>情報</b> の情報伝達体制の整備 第3節 避難 <b>情報</b> の判断・伝達マニュアルの作成	表記の整理
<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>		<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
<b>第1節 避難所の指定・整備</b>		<b>第1節 避難所の指定・整備</b>	
2-8-2	<b>市における措置</b> (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>(追記)</u>	<b>市における措置</b> (2) 指定避難所の指定 オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。 <u>なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、</u>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 <u>(追加)</u> また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(略)</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備</u>等</p>	<p><u>人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 <u>また、感染症対策やプライベート空間の確保を目的として、小中学校におけるグラウンド等の広場がある避難所では、避難者のニーズに合わせ、当該スペースを車中泊避難スペースとして積極的に活用し、広場のない避難所については、車中泊避難スペースの整備に努める。</u> <u>その他、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</u>等</p>	
	<p><b>第9章 火災予防・危険性物質の防災対策</b></p>	<p><b>第9章 火災予防・危険性物質の防災対策</b></p>	
	<p><b>第1節 火災予防対策に関する指導</b></p>	<p><b>第1節 火災予防対策に関する指導</b></p>	
2-9-1	<p><b>1 市における措置</b> (2) 防火対象物の防火体制の推進 市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、<u>その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた</u>震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b> (2) 防火対象物の防火体制の推進 市は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)</p>	表記の整理
	<p><b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b></p>	<p><b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b></p>	
	<p><b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b></p>	<p><b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b></p>	
2-10-2	<p><b>1 市における措置</b> (3) 受援体制の整備 (略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員<u>確保</u>制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p><b>1 市における措置</b> (3) 受援体制の整備 (略) また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員<u>派遣</u>制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	表記の整理
	<p><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	<p><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
2-11-4	<b>市及び名古屋地方気象台等における措置</b> (1) 防災意識の啓発 (略) ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難 <u>勧告等</u> の発令時にとるべき行動 (略) (6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略)	<b>市及び名古屋地方気象台等における措置</b> (1) 防災意識の啓発 (略) ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難 <u>情報</u> の発令時にとるべき行動 (略) (6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略)	表記の整理
2-11-5	<u>電気</u> 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>(追記)</u>	通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。 (7) 過去の災害教訓の伝承 市は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。 <u>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u>	継続中の取組について、防災基本計画の書きぶりを踏まえて追記
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>	
2-11-5	<b>1 市及び各学校等管理者における措置</b> (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>(追記)</u> 。	<b>1 市及び各学校等管理者における措置</b> (1) 児童生徒等に対する防災教育 (略) また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動(ホームルーム活動)、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する <u>とともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
	<b>第1章 活動態勢 (組織の動員配備)</b>	<b>第1章 活動態勢 (組織の動員配備)</b>	
	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	
3-1-5	<b>1 県における措置</b> (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」 - 「学用品の給与」 市町村立 <u>小・中</u> 学校等児童生徒分	<b>1 県</b> (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」 - 「学用品の給与」 市町村立学校児童生徒分	市町村立特別支援学校分については、市町村が負担するこ

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	県立 <u>高等学校、特別支援学校等</u> 、私立学校等児童生徒分	県立学校、私立学校等児童生徒分	ととなっているため。
	<b>第2章 避難行動</b>	<b>第2章 避難行動</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
3-2-1	表中 第1節 地震情報等の伝達 機関名：気象庁及び名古屋地方気象台 主な措置 欄 地震に関する情報等発表及び伝達	表中 第1節 地震情報等の伝達 機関名：気象庁及び名古屋地方気象台 主な措置 欄 地震に関する情報等の発表及び伝達	表記の整理
	<b>第1節 地震情報等の伝達</b>	<b>第1節 地震情報等の伝達</b>	
3-2-2	<b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b> 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 <u>（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動警報に位置づけられる。）</u> <u>（追加）</u>	<b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b> 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。  <u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u> <u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u>	表記の整理 （気象庁HPの内容に統一）
	<b>第2節 避難の指示</b>	<b>第2節 避難情報</b>	
3-2-4	<b>1 市における措置</b> (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台 <u>又は</u> 中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。	<b>1 市における措置</b> (2) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、 <u>中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	<b>第3節 住民等の避難誘導等</b>	<b>第3節 住民等の避難誘導等</b>	
3-2-5	<b>1 住民等の避難誘導等</b>	<b>1 住民等の避難誘導等</b>	児童委員の

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考																
	(略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。	(略) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・ <u>児童委員</u> や地域住民と連携して行うものとする。	追記 (防災基本計画の表記と統一)																
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>																	
	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>																	
3-3-2	<b>1 市における措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u> 県防災情報システムの <u>防災地理情報システム</u> を有効に活用するものとする。 (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、(略) (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市は、火災、 <u>災害即報要領</u> (略)	<b>1 市における措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略) <u>報告にあたり、</u> 市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。 (3) <u>安否不明者</u> ・行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市区域内で <u>安否不明者</u> ・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 また、 <u>安否不明者</u> ・行方不明者として把握した者が、(略) (4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市は、火災、 <u>災害即報要領</u> (略)	防災情報システムの改修更新に伴う修正  「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映																
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>																	
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>																	
3-4-4	<b>1 自衛隊における措置</b> (5) 災害派遣の活動範囲 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(略)	(略)	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<b>1 自衛隊における措置</b> (5) 災害派遣の活動範囲 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>被災者に対し、<u>給食</u>及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td><u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(略)	(略)	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。	<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
項目	内容																		
(略)	(略)																		
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
項目	内容																		
(略)	(略)																		
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>給食</u> 及び給水を実施する。																		
<u>入浴支援</u>	<u>被災者に対し、入浴支援を実施する。</u>																		

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
	(6) 連絡要員の派遣 自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。	(6) 連絡要員の派遣 自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、 <u>又は災害派遣要請を受けることが予想される</u> ときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。	表記の整理
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	
3-4-7	<b>2 防災活動拠点の確保等</b> 表1 防災活動拠点の区分と要件等 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 宿泊施設」	<b>2 防災活動拠点の確保等</b> 表1 防災活動拠点の区分と要件等 表中 3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 <u>できれば</u> 宿泊施設」	表記の整理
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>	
3-5-1	○ 県は発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災航空隊を設置している</u> ので、この防災ヘリコプターを活用する。	○ 県は発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、この防災ヘリコプターを活用する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
3-5-1	表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動	表中 機関名：県 ○ 防災ヘリコプターの出動 <u>調整</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
3-5-2	表中 第3節 航空機の活用 機関名：県 主な措置 欄 1(1)防災ヘリコプターの出動	表中 第3節 航空機の活用 機関名：県 主な措置 欄 1(1)防災ヘリコプターの出動 <u>調整</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>第3節 航空機の活用</b>	<b>第3節 航空機の活用</b>	
3-5-3	<b>1 愛知県防災ヘリコプターの活用</b> (1) 県（防災安全局）における措置	<b>1 愛知県防災ヘリコプターの活用</b> (1) 県（防災安全局） <u>及び名古屋市（消防航空隊）</u> における措置	ヘリコプターの運航

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<p>愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 活動内容  <u>防災航空隊は</u>、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。                      (略)</p> <p>イ 災害発生等による出動  <u>知事は</u>、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。</p> <p>ウ 市町村等の要請による出動  <u>知事は</u>、市町村長等(消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。)から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。                      (略)  <u>(追加)</u></p> <p><u>エ</u> 他の防災航空隊との連携  <u>防災航空隊は</u>、<u>名古屋市消防航空隊及び</u>近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。</p> <p>(ア) 本県の防災ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。</p> <p>(2) 市における措置                      市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を<u>知事に</u>提出する<u>ものとする</u>。</p>	<p>愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 活動内容                      ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。                      (略)</p> <p>イ 災害発生等による出動                      県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。</p> <p>ウ 市町村等の要請による出動                      市町村長等(消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。)から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。                      (略)</p> <p><u>エ 事務委託</u>  <u>ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14(事務の委託)により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。</u></p> <p><u>オ</u> 他の防災航空隊との連携  <u>県は</u>、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。</p> <p>(ア) 本県の防災ヘリコプター<u>及び名古屋市の消防ヘリコプター</u>が点検整備等で緊急運航できないとき。</p> <p>(2) 市における措置                      市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防航空隊</u>に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。</p>	<p>を名古屋市に事務委託したため。</p>
	<p><b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b></p> <p><b>第1節 消防活動</b></p>	<p><b>第6章 消防活動・危険性物質対策</b></p> <p><b>第1節 消防活動</b></p>	
3-6-4	<p><b>2 消防団における措置</b></p> <p>(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、(略)</p> <p>オ 避難方向の指示</p>	<p><b>2 消防団における措置</b></p> <p>(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、(略)</p> <p>オ 避難方向の指示</p>	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	避難の指示・ <u>勧告</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。	避難の指示 <u>等</u> がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。	
	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
	<b>第1節 医療救護</b>	<b>第1節 医療救護</b>	
3-7-3	<b>8 医薬品その他衛生材料の確保</b> (6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、 <u>防災ヘリコプターを出動させる</u> とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。	<b>8 医薬品その他衛生材料の確保</b> (6) 県は、陸上の交通手段が確保できない場合は、 <u>名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整する</u> とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
3-7-3	<b>9 血液製剤の確保</b> (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、 <u>防災ヘリコプターを出動させる</u> とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	<b>9 血液製剤の確保</b> (3) 県は、通常の輸送体制がとれない場合は、 <u>名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整する</u> とともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	<b>第2節 防疫・保健衛生</b>	
3-7-4	<b>3 栄養指導等</b> (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(追記)</u>	<b>3 栄養指導等</b> (1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
	<b>第2節 道路施設対策</b>	<b>第2節 道路施設対策</b>	
3-8-5	<b>1 市における措置</b> (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う <u>ものとする</u> 。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	<b>1 市における措置</b> (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として <u>区間を指定して</u> 、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。	表記の整理
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
3-10-3	<b>1 市における措置</b>	<b>1 市における措置</b>	児童委員の

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	(4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)  (略) <u>ス (追加)</u>	(4) 避難所の運営 キ 要配慮者への支援 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・ <u>児童委員</u> 、(略)  (略) <u>ス 車中泊避難者への配慮</u> <u>避難所に車中泊避難者がいることを認めた場合は、エコノミークラス症候群などを防止するため、車中泊避難者へ注意喚起を行うこと。また、必要に応じ、救護班等を要請し、そのケアに努めること。</u>	追記(防災基本計画の表記と統一)
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
3-11-3	<b>1 市における措置</b> (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省 ( <u>政策統括官</u> ) に要請を行うことができる。(略)	<b>1 市における措置</b> (3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省 ( <u>農政局長</u> ) に要請を行うことができる。(略)	国の組織再編に伴う修正
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
3-14-2	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名： <u>電気</u> 通信事業者、移動通信事業者	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	<b>第4節 下水道施設対策</b>	<b>第4節 下水道施設対策</b>	
3-14-6	<b>下水道管理者における措置</b> (1) 応急復旧活動の実施 イ ポンプ場、終末処理場 (略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	<b>下水道管理者における措置</b> (1) 応急復旧活動の実施 イ ポンプ場、終末処理場 (略) 次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、(略)	表記の整理
	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	
3-14-6	<b>1 <u>電気</u>通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</b> (略)	<b>1 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</b> (略)	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
3-14-7	2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 <u>(追記)</u> ) における措置 (略)	2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社 <u>及び楽天モバイル株式会社</u> ) における措置 (略)	指定公共機関の追加に伴う修正
	<b>第16章 学校における対策</b>	<b>第16章 学校における対策</b>	
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
3-16-1	機関名：市 ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 学用品の支給</u> ○ 応援の要求・指示	機関名：市 ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 学用品の支給 (市町村立学校)</u> ○ 応援の要求・指示	表記の整理
3-16-1	機関名：私立学校設置者 (管理者) ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>(追加)</u> ○ 応援の要求・指示	機関名：私立学校設置者 (管理者) ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 学用品の支給 (私立学校等)</u> ○ 応援の要求・指示	表記の整理
	<b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	<b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	
3-16-2	市及び私立学校設置者 (管理者) における措置 (1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校 <u>等</u> (略) イ 市立学校 <u>等</u> (略) ウ 私立学校 <u>等</u>	市及び私立学校設置者 (管理者) における措置 (1) 気象警報等の把握・伝達 (略) ア 県立学校 (略) イ 市立学校 (略) ウ 私立学校	表記の整理
	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	
3-16-3	2 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立 <u>小・中</u> 学校等の児童 <u>及び</u> 生徒に対して (略)	2 市における措置 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童 <u>・</u> 生徒に対して (略)	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	<b>第3章 災害廃棄物処理対策</b>	
	<b>災害廃棄物処理対策</b>	<b>災害廃棄物処理対策</b>	
4-3-2	<p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>災害時の支援体制</b></p> <p>◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書（一般社団法人愛知県産業<b>廃棄物</b>協会）」</p>	<p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>災害時の支援体制</b></p> <p>◆ 資料2-40「災害時における廃棄物処理等に関する協定書（一般社団法人愛知県産業<b>資源循環</b>協会）」</p>	表記の整理
	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	
	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	
5-1-2	<p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 市は、(略) 事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について避難<b>勧告</b>等により事前の避難を促す。</p>	<p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 市は、(略) 事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について避難<b>指示</b>等により事前の避難を促す。</p>	表記の整理
	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b>	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b>	
5-1-5	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分</p>	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分<b>後</b> 地震発生等から最短で2時間<b>後</b></p>	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2022年2月修正）	修正（令和4年度修正）	備考
	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	
	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
別紙 3-1	表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名： <u>電気</u> 通信事業者、移動通信事業者	表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>	
別紙 3-3	6 <u>電気</u> 通信事業者及び移動通信事業者における措置	6 通信事業者及び移動通信事業者における措置	表記の整理
	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	
	<b>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>	<b>第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>	
別紙 4-12	5 通信事業者における措置 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社の <u>名古屋</u> 支店における業務実施状況	5 通信事業者における措置 (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社の <u>東海</u> 支店における業務実施状況	表記の整理

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2022年2月修正)	修正 (令和4年度修正)	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	
	<b>第4節 災害の想定</b>	<b>第4節 災害の想定</b>	
1-1-3	(2) 原子力災害 表中 美浜発電所3号機状況 <u>運転中 (82.6万kW)</u> 大飯発電所4号機状況 <u>運転中 (118.0万kW)</u> 高浜発電所3号機状況 <u>運転中 (87.0万kW)</u>	(2) 原子力災害 表中 美浜発電所3号機状況 <u>定期検査中</u> 大飯発電所4号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所3号機状況 <u>定期検査中</u>	稼働状況の反映
	<b>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</b>	<b>第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</b>	
1-1-4	表1-1～3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	表1-1～3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等 <u>別紙のとおり</u> <b>※主な変更点</b> 【用語の整理】 要配慮者⇒施設敷地緊急事態用避難者 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 一定以上の事態が発生した場合、特定の地方公共団体が実施すべき防護措置に「甲状腺被ばく線量モニタリング」を追加。原子力事業者においてはこれに協力し、国においては地方公共団体に対して実施を指示することとされている。	原子力災害対策指針の修正に伴う修正
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>	
	<b>第2章 原子力災害予防対策</b>	<b>第2章 原子力災害予防対策</b>	
	<b>第8節 健康被害防止に係る整備</b>	<b>第8節 健康被害防止に係る整備</b>	
2-2-1	<b>1 被ばく医療機関の把握</b> (略) 市は県と連携しながら、 <u>あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所 (千葉市稲毛区) 等の県外の</u> 原子力委災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	<b>1 被ばく医療機関の把握</b> (略) 市は県と連携しながら、 <u>原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する</u> 原子力委災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	表記の整理
	<b>第5節 市民への的確な情報伝達体制の整備</b>	<b>第5節 市民への的確な情報伝達体制の整備</b>	
2-2-2	(4) 市は、(略) 高齢者、障害者その他の特に配慮を有する者 (以下「要配慮者」という。) (略)	(4) 市は、(略) 高齢者、障害者、 <u>乳幼児</u> その他の特に配慮を有する者 (以下「要配慮者」という。) (略)	表記の整理